

# 北広島市地域福祉計画

## 1. 現在の計画について

- ・ 現在の計画は、平成21年度から平成23年度までの3カ年計画であり、本市の福祉関連施策を総合的に推進するための基本となるものです。

そのため、高齢者、障がい者、児童、健康などの個別計画における地域福祉や、市民参加などと連携の求められる施策や共通の理念で結ばれる取り組みは、地域福祉計画の中で統合化するとともに施策の連携を図ることにしました。

### 基本目標

- 1 福祉サービスの適切な利用促進
- 2 福祉事業の健全な発達
- 3 地域福祉活動への市民参加
- 4 その他地域福祉の推進のために
- 5 災害時に援護の必要な人を支援できる体制作り

## 2. 計画の見直しに向けて

都市型の生活が一般化するなかで、かつての家族や地域による助け合いの機能が縮小するようになりました。

しかしその一方で、住民のニーズや地域の課題は多種多様化し、公的なサービスだけでは対応が困難になっています。地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図るには、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化することが強く求められています。

- 関連資料やデータに基づき、社会経済動向の分析や広域動向、上位計画の把握、地域の自然的・社会経済的条件の把握、人口構成、各分野対象者等の状況及び動向の把握など、地域特性の分析を行います。
- 地域との関わりや地域福祉に対する市民の考え方、市民生活課題等の分析・把握のため、アンケート調査の実施、集計・分析を行います。

- 福祉、保健、医療の状況、ボランティアや社会福祉協議会等の状況、住環境や移動対策、防災対策、雇用対策などの施策の実施状況について、庁内の関係課はもとより、関係機関、団体等を通じて調査を行います。
- 計画策定の前提条件として、上記の調査結果等を総合的にふまえ、地域福祉計画策定の前提となる基本課題を整理・分析します。
- 関連分野それぞれの施策との調整を図り、保健福祉分野を総括する地域福祉計画として盛り込むべき個別施策を検討し、提起します。なお、この場合、別途策定される関連個別計画の施策との整合を図るものとします。
- 福祉分野における今後の計画課題を明らかにするとともに、福祉分野に共通する統一的なビジョン・将来目標像の設定とその実現のための施策体系、重点施策等を検討し、計画案（素案）として取りまとめます。
- 委員会や市民の意見を基に、計画案を適宜修正して計画最終案をまとめます。

### 3. 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画に位置づけられるものである。

- ・市町村地域福祉計画で定めるべき事項（社会福祉法第107条第2項）
  - ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - ③地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

### 4. 計画の期間

本計画の期間は、平成24年から平成26年までの3年間とする。

市の総合計画や保健福祉諸計画と整合を図るものとする